

子ども発達支援センター愛 親子通園部ゆうを利用されている皆様
本年4月より利用者負担金の改定があります

本年4月より児童発達支援事業の報酬単価の改定が実施され、一日当たりの利用料が下表のとおり変わります。

なお、本日現在、国から報酬改定に係る細かい資料が発表されていないので、下記の単価等は変わる可能性もうあります。

利用者負担金の負担上限額は据え置きになっていますので、多くの方は実質負担額が変わりませんが、通園日数の少ない方の中には負担金が高くなることが予想されます。

ご出費の多い中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひします。

☆ 表1 報酬単価の改定（1単位10円）

	旧		4月より
A. 基本分単価	622 単位	→	827 単位
B. 児童発達支援管理責任者専任加算	205 単位	→	基本分単価に統合
C. 児童導員加配加算	193 単位	→	209 単位
D. 児童指導員等配置加算	—	→	12 単位
E. 特別支援加算	—	→	54 単位
F. 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	10 単位	→	6 単位
G. 福祉・介護職員処遇改善加算	総単位×3.1%		総単位×3.1%

※ 利用実績により欠席時対応加算（94単位）、家庭連携加算（187単位）、事業所内相談支援加算（35単位）、関係機関等連携加算（200単位）等を請求させて頂くことがあります

☆ 表2 所得階層別一日当たりの利用料

階 層 区 分	一日当たりの利用料		一月あたりの 負担上限額
	旧	4月より	
生 活 保 護	0 円	0 円	0 円
低 所 得 1	0 円	0 円	0 円
低 所 得 2	0 円	0 円	円
一般課税（所得割あり）	1,090 円	1,146 円	4,600 円
一 般 課 税			37,200 円